

提供会員が子どもを預かる際の 預かり場所が拡大しました！

令和6年
7月～

これまで

原則、提供会員の自宅
のみでしたが・・・



これから

- ・提供会員、依頼会員の自宅
 - ・地域子育て支援拠点施設
- でも可能になりました

※会員間で合意がある場合に限りです。

◆ 依頼会員の自宅での預かり(依頼会員の在宅時に限る)

どんな時に利用できる？

- ★家事をしている間に子どもを預かってほしい
- ★在宅勤務中に別室で子どもと遊んでほしい など

〈利用にあたっての注意点〉

- ・依頼会員宅までの交通費は依頼会員が実費をお支払いください。
- ・事前打ち合わせ時に、サポート場所や立ち回りはいけない場所を確認してください。
- ・貴重品の取り扱いに気をつけてください。(トラブル防止のため)
- ・子どもの預かり以外の支援(家事支援)はできません。



◆ 地域子育て支援拠点施設での預かり

預かりが可能な地域子育て支援拠点施設とは？

- 児童センター、児童館
- 星の子館なかよしホール
- すこやかひろば、駅前すくすくひろば、のびのび広場みらいえ、わくわく広場(いえしま、ゆめさき、こうでら、やすとみ)

施設の所在地等
はこちら⇒



市ホームページ

どんな時に利用できる？

- ★おもちゃが揃っていて行きなれている児童センターで預かってほしい
- ★用事先の近くの児童センターや広場で短時間預かってほしい など

〈利用にあたっての注意点〉

【依頼会員さんへ】

- ・施設までの交通費は依頼会員が実費をお支払いください。
- ・兄弟の預かりはできません。
- ・施設の休館日、イベント等で利用できない時間帯を必ず確認しておいてください。
- ・利用施設への連絡が必要な場合は、依頼会員が行ってください。
- ・気象警報による臨時休館や利用施設が満員の時にどうするかを提供会員と確認してください。

【提供会員さんへ】

- ・名札を必ず携帯し、施設の受付でファミリーサポートセンターで利用する旨を伝えてください。
- ・サポート中は、名札を首からさげてください。
- ・施設のルールや注意事項をよく確認し、開館時間内でご利用ください。
- ・広場は他のお子さんも利用しています。子どもから目を離さないようにしてください。



提供会員の自宅での預かり中に、児童センター等へ行く場合なども、必ず事前に事務局にお知らせください。事務局が把握していないサポートは、保険の対象外になります。

ご利用、ご質問等に関しては、事務局までご連絡ください。

お問い合わせ